

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和4年5月13日

大阪市会議長 丹野壮治様

提出者

田 辺 信 広	佐々木 哲 夫	山 本 長 助
野 上 ら ん	藤 田 あきら	竹 下 隆
岡 崎 太	飯 田 哲 史	ホンダ リ エ
佐々木 り え	高 見 亮	辻 淳 子
西 徳 人	杉 田 忠 裕	山 田 正 和
明 石 直 樹	前 田 和 彦	森 山 よしひさ
川 嶋 広 稔	太 田 晶 也	

(別紙)

## 大阪市の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大阪市の政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1 略] 2 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u> <u>までの間に交付した政務活動費に係る収支</u> <u>報告書及び領収書等の写しの閲覧に限り、</u> 第9条第2項中「提出すべき期間の末日の <u>翌日から起算して90日を経過する日の翌日</u> <u>（その日が市の休日に当たる場合は、その</u> <u>日後最初に到来する市の休日以外の日）」と</u> <u>あるのは、「議長が定める日」とする。</u>	附 則 [1 同左] 2 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u> <u>までの間に交付した政務活動費に係る収支</u> <u>報告書及び領収書等の写しの閲覧に限り、</u> 第9条第2項中「提出すべき期間の末日の <u>翌日から起算して90日を経過する日の翌日</u> <u>（その日が市の休日に当たる場合は、その</u> <u>日後最初に到来する市の休日以外の日）」と</u> <u>あるのは、「議長が定める日」とする。</u>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に交付した政務活動費の収支報告書等の写しの閲覧を開始する日の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。